

記 録

令和 5 年 4 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 5 年 4 月 2 8 日 (金)

令和5年4月農業委員会定例総会議事録

令和5年4月農業委員会定例総会を令和5年4月28日（金）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

欠席委員（なし）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
23番	安藤政廣	24番	児玉恭司
25番	直野廣義	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康
29番	矢野陸男	30番	橋口泉

事務局出席者

事務局長	多田好太郎	事務局長補佐	柏田高宏
主任主事	井本彩	主任主事	黒木信介

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

8 番 甲斐 英教 委員

14 番 田原 千春 委員

日程第2

議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第25号 非農地証明願いについて

報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第20号 取下書について

報告第21号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

報告第22号 事務局職員の異動について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

8 番

14 番

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

- 議長 | それでは、ただいまから令和 5 年日向市農業委員会 4 月定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話のマナーモードに設定してください。また、発言される際は議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますのでよろしくお願いいたします。
- それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に 8 番甲斐英教委員、14 番田原千春委員を指名します。
よろしくお願いいたします。
次に議案審議に入ります。
議案第 2 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 受付番号 9、土地の所在地は塩見、田が 10 筆で 4,722 m²、畑が 1 筆で 616 m²、合計 5,338 m²です。
譲受理由、譲渡理由、権利の種類は贈与による所有権移転です。
親から子への生前贈与で、所有権移転後もこれまで同様、田では水稲、畑では野菜を作付けされると伺っています。
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
受付番号 10、土地の所在地は平岩、畑が 1 筆で 1,130 m²です。
譲受理由、譲渡理由、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地の隣接地は譲受人の親の所有地で、これまで申請地を含めて一体的に利用していたということで、所有権移転後も継続して野菜、果樹等を栽培すると伺っています。
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
受付番号 11 から 15 までは関連がありますので併せて説明します。
まずはじめに、資料の訂正をお願いします。担当委員の 29 番矢野委員を 30 番橋口委員に訂正をお願いします。3 条申請は基本として譲受人の住所地の委員に担当をお願いしていますが、その理由は譲受人が申請内容どおり耕作可能か判断する際、住所地の委員が把握しているのではないかという考えによるものです。そのため、長年東郷町で暮らし、耕作していた方が富高地区に引越した後に 3 条申請をした場合、事務局でそのことを把握していた場合は、東郷町の委員に担当をお願いしています。今回の案件のように、住所地以外の委員の方が詳しい場合には、臨機応変に担当委員の変更を行いますので、事務局にご連絡をいただきたいと思います。それでは申請内容の説明をします。
土地の所在地は東郷町山陰、田が 11 筆で 8,067 m²、畑が 1 筆で 388 m²、合計 8,455 m²です。
譲受理由は規模拡大、権利の種類はすべて売買による所有権移転です。譲受人は兼業農家ですが、今回申請地を購入して、新たに果樹を栽培したいとのこと。
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません
以上 7 件、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 | ありがとうございました。

記 録

- 議長 それでは、番号9担当の2番委員及び20番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 2番委員 2番委員です。問題ありません。
- 20番委員 20番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
次に、番号11から15については、一括して担当の14番委員及び30番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 14番委員 14番委員です。手続き上問題はないですが、今回の面積が80アール程になり、兼業農家の方が果樹園として利用すると伺っています。兼業農家のため、この面積を管理できるか不安な部分もありますが、計画書等の提出は行われていますか。
- 事務局 全くの新規の方の場合、農業用機械を持っていない前提で、営農計画の提出をお願いしています。今回は、兼業農家ということで、そこまでの資料の提出は求めていませんでした。行政書士による代理申請であったので、代理人を通じて、80アールという面積なので、苗の手配を含めて一度にすべての農地で作付ができなかったとしても、農地が荒れないように、計画的にするように指導を行っています。今は、資料の提出を求めていないという段階になります。
- 14番委員 わかりました。また、購入した土地が荒れないようにするため、年次計画で作付を管理していただくように、農業委員からも今後指導すべきことだと思います。今後の課題にこのようなことがありますか、他は問題無いと思います。
- 議長 30番員から補足はありますか。
- 30番委員 30番委員です。14番委員の意見を踏まえて問題無いと思います。
- 議長 それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
- 6番委員 6番委員です。この土地は湿田だったと思うので、このまま果樹を植えても生育しないと思われます。恐らく、埋め立てを行うことを前提での売買ではないかと思われますが、事務局の方から確認を行っていますか。
- 事務局 申請については、申請主義ですので、性善説に基づいて、受理を行っております。ただ、今後、無断転用等確認されましたら、所有者へ農地法に基づく手続きを行ってもらうように指導していく形で考えています。
- 議長 よろしいですか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

記 録

- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので番号9、10及び番号11から15までは原案のとおりとします。次に、議案第23号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号5、土地の所在地は東郷町坪谷、畑が1筆で2,391㎡です。
転用目的は畜舎で、既存畜舎2棟の隣接地に3棟新築し、既存畜舎も併せて改築を行う計画となっています。
申請地は農業振興地域農用地区域に該当しますが、農業用施設用地へ用途区分を変更しており、農用地利用計画に即した土地利用計画となっています。
農地法第4条第1項の規定による許可申請でございますが、同法の第2項の各号には該当しません。
以上1件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号5担当の5番委員及び22番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 5番委員 5番委員です。先日現地を確認したところ、古い畜舎を建て直しての増棟を行うとのことでした。周りには今回申請があった土地を除き、他人の所有する農地は無いということで、問題ないと思います
- 22番委員 22番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので番号5は原案のとおりとします。
次に議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号5、土地の所在地は美々津町、田が1筆で367㎡です。
権利の種類は売買による所有権移転で、事務所建設となっています。
譲受人は、美々津町内の自宅で事業を営んでいますが、手狭となり、事務所建設のため土地を探していたところ、申請地で売買交渉がまとまり、申請に及んだものです。
申請地は周囲の農地の状況から、第1種農地に該当しますが、既存集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外に該当します。
農地法第5条第1項の規定による許可申請でございますが、同法の第2項の各号には該当しません。
受付番号6、土地の所在地は東郷町坪谷、田が1筆で257㎡です。
権利の種類は売買による所有権移転です。
こちらの申請は議案第23号の受付番号5番で承認いただいた畜舎建築にあたり、申請地も併せて利用する必要があることから、併せて申請されたもので

記 録

- 事務局 す。
申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。
受付番号7、土地の所在地は日知屋、畑が1筆で1, 204㎡です。
権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的はドッグラン、駐車場です。
譲受人は、申請地の近くで事業を営んでいますが、事業の拡大を計画していたところ、申請地での売買交渉がまとまり、申請に及んだものです。
申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。
以上3件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号5担当の17番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 17番委員 17番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。次に、番号6担当の5番委員及び22番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 5番委員 5番委員です。問題ありません。
- 22番委員 22番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。次に、番号7担当の3番委員及び27番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 3番委員 3番委員です。4月24日に現地立会を行いました。問題ありません。
- 22番委員 22番委員です。3番委員の言われたとおりです。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
- 14番委員 14番委員です。受付番号7について、何頭程度の犬になり、周囲には民家等が無いかお聞かせください。
- 事務局 申請地の隣接地で宿泊施設といった業務を行いたいとのことで、既に土地を取得されています。宿泊者専用のドッグランという計画なので、一度に1頭か2頭位の小規模での利用を想定しており、周囲に柵等を設置するといった対策をするとのことでした。
- 議長 他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

記 録

議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので番号5、6及び7は原案のとおりとします。 次に議案第25号非農地証明願いについてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号8番、土地の所在地は塩見、登記地目は畑、登記面積は305㎡です。 申請地には農地法施行以前の昭和8年頃から納屋、畜舎が建っていたとこのことで、建物をそのまま車庫や物置として利用されていました。 現況地目、証明地目は宅地です。 以上1件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、番号8担当の2番委員及び20番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>2番委員です。問題ありません。</p>
20番委員	<p>20番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。 ないようですのでお諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので番号8は原案のとおりとします。 以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。 続きまして、報告13号から第16号について、事務局長から報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付等について、ご報告申し上げます。 先ず、報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。届出の件数は2件、土地は畑5筆で面積は 1,741㎡であります。転用目的につきましては、杉等の植栽、住宅であります。 次に、報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。届出の件数は16件、土地は田2筆、畑18筆で面積は7,050.21㎡であります。転用目的につきましては、住宅、宅地拡張、駐車場、公衆用道路、簡易宿舎・店舗であります。 次に、報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。届出の件数は8件、土地は田22筆で面積は 11,990㎡であります。 次に、報告第20号 取下書についてであります。令和5年3月13日に申請がありました「農地法第3条の規定による許可申請」ですが3月16日に取下書が提出されました。 次に、報告第21号 農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。</p>

記 録

事務局長 　す。2月の定例総会にて可決いたしました4条申請1件、5条申請2件が県知事許可されております。

最後に、報告第22号 事務局職員の異動についてであります。3月の定例総会においてお伝えしておりますが、4月1日付で事務局職員の異動がっております。

以上ご報告申し上げます。

議長 　ありがとうございました。

それではただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

質問等もないようですので、これをもちましてすべての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。